

# 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金 Q & A (令和5年7月7日時点)

## ■賃上げ加算

質 問		回 答	
1	賃上げ加算を受けるための要件はどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度中に賃上げし、従業員への給与支給総額を賃上げ前決算比で+2.0%以上とする必要があります。</li> </ul>	
2	賃上げを比較する期間（決算書）はいつか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①令和5年度中とは、「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を言います。</li> <li>・②この期間中における「賃上げの取組が属する各申請者の事業年度の決算」を、「賃上げ後の決算」と言います。</li> <li>・③上記②の前期の決算を、「賃上げ前の決算」と言います。</li> </ul> （賃上げ前後を通じて、②と③を比較するために決算書及び従業員リストを提出いただけます。）	
3	給与支給総額はどのように算出するのか。	（法人の場合） ・決算書における販管費の従業員給与・賞与および製造原価報告書の従業員賃金・賞与等です。 （個人事業主の場合） ・確定申告書における収支内訳書の給料賃金です。なお、専従者給与は含みません。	
4	給与支給総額に役員報酬は含まれるのか。	・役員報酬は含みません。	
5	給与支給総額に福利厚生費は含まれるのか。	・福利厚生費は含みません。	
6	通年雇用とはどういう意味か。	・決算期間中の1年間を通して継続雇用することを言います。	
7	全ての従業員を比較対象とするのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員リストに記載の従業員のうち、以下に該当する方は、賃上げ実績の比較対象からは外します（様式にチェック欄を設けていますので、チェックを入れてください）。</li> <li>雇用期間が12カ月未満の従業員</li> <li>雇用形態の変化があり、給与支給総額が下がった従業員（正社員から再雇用へ等）</li> <li>職位の変化があり、給与支給総額が下がった従業員（管理職から一般社員へ等）</li> <li>新たに採用された従業員</li> <li>その他（別に理由書を提出してください（様式任意））</li> </ul>	
8	賃上げ加算の場合、どんな資料が追加で必要となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時：従業員の賃上げに関する誓約書</li> <li>・採択後：賃上げ前の決算書（確定申告書）および従業員リスト</li> <li>・賃上げ決算後：賃上げ後の決算書および従業員リスト</li> </ul> ※決算書上の給与支給総額と従業員リストの総額が一致する必要があるため、従業員リストには全従業員の給与を記入。	
9	賃上げ要件を達成できなかった場合は補助金を返還しなければならないのか。	・賃上げ要件を達成できなかった場合は、その理由の説明を求め、場合により賃上げ加算分の返還を求められることがあります。	
10	（建設業）決算書では「未成工事支出金」の中に給与等が含まれている。賃上げ前後の給与支給総額の確認はどのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書で「未成工事支出金」の内訳がわからない場合、追加資料として、税理士による署名押印済みの内訳を示す資料を提出していただく必要があります。</li> </ul>	

R5.2.  
13  
追加

R5.7.7  
追加